

道路交通法の規定に基づく自動車の使用制限及び指示に関する事務処理要領について（概要）

（平成29年3月14日 鹿交指第30号）

本通達は、道路交通法、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき、自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対する指示及び使用制限の手續に関し、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 趣旨
- 用語の定義
- 運用上の配意事項
- 自動車の使用制限に関する警察署等における事務処理
- 自動車の使用制限に関する警察本部における事務処理
- 聴聞手續等
- 処分の執行
- 標章の除去等
- 指示に関する警察署等における事務処理
- 指示に関する警察本部における事務処理
- 指示に関する弁明の機会の付与手續
- 指示の手續
- 提出要求の手續
- 報告及び資料の提出
- 公安委員会への報告
- 処理結果の記録

等である。